

利根町告示第38号

平成26年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月23日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成26年6月2日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成26年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6. 2	月	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	6. 3	火	休 会	議案調査	
3	6. 4	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	6. 5	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
5	6. 6	金	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
6	6. 7	土	休 会	議案調査	
7	6. 8	日	休 会	議案調査	
8	6. 9	月	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成26年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成26年6月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
総務課	長	高野光司君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	石井博美君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター所長		岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	鬼澤俊一君
会計課	長	菅田哲夫君
教育	長	伊藤孝生君
学校教育課	長	海老原貞夫君
生涯学習課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 長 酒井賢治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

10番 五十嵐 辰 雄 君
11番 若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年6月2日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 報告第1号 平成25年度利根町一般会計繰越明許費について
日程第4 報告第2号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
日程第5 議案第21号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
日程第6 議案第22号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第7 議案第23号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第8 議案第24号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
日程第9 議案第25号 利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第26号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第27号 利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第28号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第29号 利根町監査委員の選任について
日程第14 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 議案第21号
- 日程第6 議案第22号
- 日程第7 議案第23号
- 日程第8 議案第24号
- 日程第9 議案第25号
- 日程第10 議案第26号
- 日程第11 議案第27号
- 日程第12 議案第28号
- 日程第13 議案第29号
- 日程第14 休会の件

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

会議に入る前に、平成26年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した課長を紹介します。

挨拶は自席でお願いをいたします。

まず、高野光司総務課長。

○総務課長（高野光司君） おはようございます。4月1日をもちまして総務課長を拝命いたしました高野光司でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 次に、石井博美税務課長。

○税務課長（石井博美君） おはようございます。4月1日付をもちまして税務課長を拝命しました石井博美です。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 次に、大野敏明保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） おはようございます。4月1日をもちまして保険年金課長兼国保診療所事務長を拝命しました大野敏明でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 次に、鬼澤俊一都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） おはようございます。4月1日付をもちまして都市建設課長を拝命いたしました鬼澤俊一でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（井原正光君） 次に、海老原貞夫学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） おはようございます。4月1日をもちまして学校教育

課長を拝命いたしました海老原貞夫と申します。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 次に、坂田重雄生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） おはようございます。4月1日付をもちまして生涯学習課長を拝命した坂田重雄でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 以上で、紹介を終わります。

次に、議案第21号から議案第23号までの3議案に係る参考資料をお手元に配付しております。

先日、5月26日に開催した議会運営委員会において、条例の一部改正に係る専決処分の議案について、改正理由の記載がなくわかりにくいため、資料の提示を求めたいという意見がありましたので、今回、執行部にお願いし、資料の提出をいただいております。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成26年2月分から平成26年4月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

10番 五十嵐 辰 雄 議員

11番 若 泉 昌 寿 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの通算8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月9日までの8日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりです。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。

それでは、平成26年第2回定例会の提出議案の総括説明を行います。

平成26年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端等を申し上げます。

まず、昨今の国内の経済や雇用情勢について触れますと、内閣府は、4月に引き続き、5月においても景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られると基調判断をしているところであります。

主に個人消費や住宅建設、生産といった分野で動きの弱さや減少が見られるものの、政府の好循環に向けた経済政策や平成26年度予算の早期実施といった政策態度により、今後の先行きは各種政策の効果が発現する中で、次第に消費税率の影響が薄れ、緩やかに回復するとの見方が示されております。

最近の雇用情勢ですが、5月2日に総務省が発表した3月の完全失業率は3.6%で、前月と比べ横ばいです。一方で、厚生労働省が同じ日に発表した3月の有効求人倍率は、前月より0.02ポイント上昇し1.07倍と、16カ月連続で改善しており、この水準は6年9カ月ぶりに高い水準となっております。

また、県内の経済情勢ですが、4月の関東財務局水戸財務事務所では、消費税引き上げ前の駆け込み需要とその反動が見られる中、全体としては持ち直しているとしており、先行きについても、駆け込み需要の反動を国等の各種政策が下支えすることで、引き続き持ち直していくとの見方をしております。

こうした状況を見ますと、設備投資や公共投資、企業収益、雇用情勢などの分野では改善、上向き傾向にあるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費や住宅建設、生産といった分野で、一部動きの弱さや減少が残っていることから、今後におきましても、予断を許さない状況が続くのではないかと懸念をしているところでございます。

こうした経済情勢の中、平成26年度がスタートし、はや2カ月が経過したところです。ここで、当町における主な事業の進捗状況等について、生活に関連した事業を中心に申し上げます。

最初に、福祉関係では、国の好循環実現のための経済対策に関連する事業でございますが、消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する適切な配慮を目的とした臨時福祉給付金、

また、同じく子育て世帯への影響緩和と消費の下支えを図ることを目的とした子育て世帯臨時特例給付金の支給に向け、現在、その申請準備を行っているところでございます。

これらの給付金の申請期間であります、受け付けは本年7月から年内いっぱいまで受付期間を予定しているところでございます。

続きまして、生活環境面ですが、利根町シャープ太陽光発電所が本年1月に完成し、本年度からは、この土地使用料の一部を財源としました太陽光発電システム設置費補助金の支給事業を開始したところでございます。

この事業でございますが、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対しまして、設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するものであります。去る5月7日から5月23日までの受付期間では9件の申請がありました。参考までに、申請額の総額でございますが79万1,000円という状況になっております。

今後ですが、予算に達するまで先着順に随時受け付けを行ってまいります。

続いて、土地改良事業では、利根北部地区において受益面積156.6ヘクタールの基盤整備事業を進めております。

また、文地区におきましても、地権者等92%の調査計画同意を得て、面積約250ヘクタールの調査の実施に向け要望がありましたので、県へ土地改良事業調査計画実施申請をし、決定をいただいたところであります。

調査期間は3年間で、平成26年度から平成28年度になり、今年度の調査計画費は700万円の予定で、利根町負担は2分の1の350万円となることから、今定例会に補正予算を上程した次第です。

続きまして、道路等の生活基盤づくりでございますが、まず、町が管理している街路灯のLED化の改修ですが、今月から工事を発注し、計画的に行ってまいります。

道路の整備関係では、昨年度から実施している都市再生整備計画事業を5カ年の年次計画で引き続き実施していきます。

この事業の進捗状況ですが、羽根野台地内につきましては、今月中に工事を発注し、町道112号線文間保育園付近までと、押戸地内と大房地内につきましては7月から8月中に工事を発注し、道路の整備を行います。

また、さきの3・11の東日本大震災の災害復旧事業といたしまして、利根中の北側につきましては、今月中に工事を発注いたします。

新立木橋の段差解消、利根ニュータウン西側道路につきましては、既に工事の発注をしております。

次に、教育関係ですが、ハード面で、布川小学校におきましては校舎の大規模改造事業を実施するとともに、全ての小学校の普通教室に空調機を設置します。

また、利根中学校関係ですが、こちらも校舎の大規模改造事業を実施します。校舎全体

の改修のほか、トイレの改修、そして普通教室には空調機を設置いたしますが、小学校を初め、これらの事業につきましては、現在、契約のための準備に入ったところでございます。

最後になりますが、昭和30年1月に1町3村が合併し利根町が誕生いたしました。来年は町制施行60周年の年を迎えるに当たり、記念事業を行いたいと考えております。これらの記念事業の一環としてであります。児童生徒の健全育成の願いと保護者の方々等の経済的負担の軽減を図りたいという願いから、来年の入学式から毎年継続して、小学校に入学する児童に対しランドセルの贈呈をしたいと考えております。

安心して子どもを育てられる環境のよいまちづくりは、私の公約でもございます。今後は町が抱えている人口減少といった課題に対しての解決策の一つとしても、また、定住策の一つとしても、この贈呈事業を実施していきたいと考えております。

こうしたことでランドセルの贈呈を行っていききたいと思いますが、保護者の方々への周知期間の配慮や、購入契約などの準備が必要となりますので、今定例議会の補正予算にこの購入経費を計上しております。こちらにつきましても、後ほどご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではありますが、主な事業について町民生活に密着したものの進捗状況等について申し上げましたが、現在、この利根町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。福祉や医療、子育て支援、さらには農地整備、都市生活基盤づくり、こうした事業のほかにも環境や廃棄物減量、そして商業の活性化、教育の充実、防災対策など重要な行政課題がたくさんございます。

今後におきましても、特に地域活性化を重点に日本ウェルネススポーツ大学との連携のさらなる充実化を図りながら、一つ一つ地域の特性を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様には、今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が2件、専決処分が4件、条例改正が3件、補正予算が1件、人事案件が1件の合計11件のご審議をお願いするものであります。

報告第1号は、平成25年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は、平成25年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第21号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第22号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第23号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第24号は、平成25年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第25号は、利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援をより充実させるために、学校教育法施行令が改正されたことに伴い、本条例の名称や設置目的等を改めたいので提案するものであります。

議案第26号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県医療福祉対策実施要領が改正され、小児の対象年齢が拡大されたことに伴い、利根町医療福祉費支給に関する条例においても引用する字句を改めたいので提案するものであります。

議案第27号は、利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、退職報償金の支給額を改めたいので提案するものであります。

議案第28号は、平成26年度利根町一般会計補正予算(第1号)で、歳入歳出それぞれ3,353万8,000円を追加し、総額を55億557万円とするものであります。

議案第29号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字大平424番地、五十嵐 弘氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思います。何とぞ適切なるご判断を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、報告第1号 平成25年度利根町一般会計繰越明許費について及び日程第4、報告第2号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についての報告を求めます。

まず、報告第1号について、秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第1号 平成25年度利根町一般会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、事業名が子ども・子育て支援新制度システム等構築事業事務費でございます。これは、平成27年度から開始されます子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法に基づく制度で、事業運営のための業務支援システムの構築を行うための事務費でございます。

子ども・子育て制度の国の方針が全て決定されていないことから、年度内に事業が完了しないため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が都市再生整備計画事業でございます。これは町道112号線の整備事業の土地買収及び補償費で、平成25年度分の対象者14名のうち、1名分について浄化槽の移設等がありましたことから、1名分の土地買収と補償が完了しないため翌年度に繰り越すものでございます。

金額、翌年度の繰越額及び繰越額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（井原正光君） 次に、報告第2号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、報告第2号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足してご説明をいたします。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で174万4,000円を繰り越すものでございます。これにつきましては、県の浄化センター内の建設工事に伴います町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰り越しをするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（井原正光君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第21号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第7、議案第23号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分までの3件についてを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第21号から、日程第7、議案第23号までの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第21号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第22号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、石井税務課長。

〔税務課長石井博美君登壇〕

○税務課長（石井博美君） それでは、議案第21号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第22号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを、補足してご説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同

条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、国において提出された地方税法等の一部を改正する法律がことし3月31日に公布され、4月1日から施行されたことによるものでございます。

まず、議案第21号 利根町税条例等の一部を改正する条例の参考資料であります利根町税条例の新旧対照表をお願いしたいと思います。こちらで説明させていただきます。

まず初めに、第23条（町民税の納税義務者等）の中で、日本国内に居住しない非居住者及び外国法人に対する国際課税原則の見直しが行われたことにより、2項の「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に改め、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって、」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改正、3項では、「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改めるものです。

これは、今現在、当町においては該当する法人はありませんが、外国法人の進出形態もさまざまになっている現状、諸外国と日本で行っている異なる課税ではなく、国際的標準課税に見直そうとするものです。

第34条の4（法人税割の税率）では、昨年改正した、消費税や地方消費税の引き上げを行った税制抜本改革を着実に実施する観点から地方間の税源の偏在性を是正するため、「100分の14.7」を「100分の12.1」に改めるものです。

次のページに移りまして、第48条（法人の町民税の申告納付）及び第52条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）は、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う改正で、第48条の2項で「施行地に」の下に「本店若しくは」が新たに加わり、「法の施行地外にその源泉がある所得について、」が省かれます。また、5項においては、「第74条第1項」の後ろに「又は、第144条の6第1項」が加わり、1段下の「第145条」が「第144条の8」に、「本項」が「この項」に変更し、以下の文面でも同じように改めます。第52条においても、「第74条第1項」の後ろが「又は、第144条の6第1項」に改めます。

これにつきましても、第23条でご説明しました外国法人に対する法人税を国際的標準課税に見直すところによるものでございます。

次に、第57条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）と、次のページの第59条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）は、法律の改正に伴い、地方税法に新たな小規模保育事業の用に供する固定資産税及び認定こども園の用に供する固定資産税の非課税措置が新設されたために生じた条のずれで、今までの「第10号の7」が「第10号の9」に改まるものです。

続きまして、4ページの附則の第4条の2（公益法人等に係る町民税の課税の特例）は、

租税特別措置法で、公益法人等に寄附行為をした場合の非課税措置の改正に伴う改正で、「第10項まで」の後ろに「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」をつけ加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人（同条第6項から第11項まで）」に、「～を同法第40条第3項」を「～を同条第3項」に変更し、と同時に、「財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項まで）」を「財産（同法第40条第6項から第11項まで）」に改めるものです。

次に、第6条（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、7ページの第6条の2（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、10ページの第6条の3（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）については、単に課税標準の計算を定める条例であることから、地方税法の附則で定めているので、町条例で再び定める必要がなく、町の条例から削除するものです。

次に、11ページの第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）は、町民税を免除する特例の適用期限を、平成27年度より3年間延長し平成30年度までに改めたものです。

続きまして、固定資産税等の課税標準の特例で危害防止施設の償却資産税を特例措置をもって軽減するため「第10条の2（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）」を「第10条2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）」に変更するとともに、新たに「第1項、法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。」と、「第2項、法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。」及び「第3項、法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。」をつけ加え、3項ふえることにより「第1項」を「第4項」に、「第2項」を「第5項」に、「第3項」を「第6項」に改め、第5項の後ろの「第15条第34項」を「第15条第8項」に、第6項の後ろの「第15条第37項」を「第15条第34項」に変更、また「第7項、法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。」及び「第8項、法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。」を新たに加えるものです。これは、地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」導入による法律改正にあわせた改正でございます。

続きまして、12ページお願いします。

第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）ですが、耐震建築物に対する減額措置の創設に伴い、新たに設けた第9項の条文の追加改正です。

13ページに移りまして、第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）では、第1項、第2項で、平成26年度から3年間延長し、平成29年度までに改めたものです。

14、15ページのほうをお開き願いたいと思います。

第19条（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）及び第19条の2（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）は、規定の明確化に伴う条例の整備で、「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に、また、「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改めるものです。

次に、第19条の3（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）は、法律改正にあわせた条例改正のための整備で「(振替の)」を「(振替に)」に、また、「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改めるとともに、「したものと、」の後ろに「同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈のときに、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」をつけ加えます。

16ページのほうをお願いします。

第21条（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）は、規定を明確化するための条例の整備で、次の第21条の2においては、法律の改正に伴い引用条項の変更により「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に、「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改めるものです。

17ページから22ページの第22条（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）、第22条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）、第23条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）においては、必ず町条例に定めなければならない規定でないため、今回省いております。

また、第22条、第23条がなくなったことに伴い、前の第24条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）及び第25条（個人の町民税の税率の特例等）が、「第24条が第22条」に、「第25条が第23条」に2つずつ繰り上げ改めるものでございます。

施行の期日ですが、基本的には平成26年4月1日より施行しますが、条例第34条の4は平成26年10月1日より、また、附則第4条の2、第19条の3第2項、新たな第23条、第24条は平成27年1月1日より、条例第23条、第48条及び第52条第1項につきましては平成28年4月1日、附則第19条第1項及び第19条の2第2項は平成29年1月1日に、条例第57条及び第59条につきましては、子ども・子育て支援法の改正の施行日となります。

次に、22ページの第2条利根町税条例の一部を改正する条例の一部改正は、前回に一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴う法律改正で条例を一部改正した「附則第20条の5を削る。」の後ろに「附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項

各号」に改め、同項第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。」を新たにつけ加え、今回再度改正するものです。

続いて、施行期日の改正につきましては、規定の整備に伴うもので、第1条の(2)「附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条3及び第19条から第20条の5までの改正規定」を「第33条第5項の改正規定及び附則第7条の4、第16条3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」に改め、最後、経過措置の第2条第3項の中の「附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4」が「第33条第5項、附則第7条の4」に改めるものでございます。

続きまして、議案第22号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、附則第2項及び第12項の改正は、税条例でご説明いたしました固定資産税等の課税標準の特例の地方税法附則第15条の項のずれ等に伴うもので、「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」にし、「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に、また「法附則第15条から、」から「、」を省き改めるものでございます。

これにつきましても、施行日は平成26年4月1日からになります。

以上で説明を終わります。

○議長(井原正光君) 次に、議案第23号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇]

○保険年金課長兼国保診療所事務長(大野敏明君) それでは、議案第23号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日付で公布されたことを受けましての改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますけれども、1番目としまして、国民健康保険税の課税限度額を4万円引き上げるものでございます。内訳としましては、後期高齢支援金分で2万円、介護納付金分で2万円を引き上げるものでございます。

2番目としましては、低所得者に対する国民健康保険税における均等割及び平等割の軽減措置の拡充を行うものでございます。内容としましては、5割軽減と2割軽減の対象となる軽減判定所得基準を引き上げるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し

上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2条第3項の改正でございますけれども、ただし書きの部分で後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」に、また、第4項の改正につきましては、同じくただし書きの部分で、介護納付金課税額の課税限度額を現行の「12万円」から「14万円」に、それぞれ引き上げる改正でございます。

次のページをお願いします。

第16条でございます、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の規定でありまして、本文の中で地方税法施行規則を引用している条がずれたことにより、現行の「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改正するものでございます。

次に、第21条の国民健康保険税の減額についての改正でございます、次のページをお願いします。第1項の本文の改正につきましては、先ほどの第2条第3項の改正と同様に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」に、また、介護納付金課税額の課税限度額を現行の「12万円」から「14万円」にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、第2号の改正につきましては、均等割、平等割の軽減措置である5割軽減の対象となる軽減判定所得基準の算定方法の改正でありまして、現行では1人につき24万5,000円に世帯主を除く被保険者等の人数を乗じていた部分が、「当該納税義務者を除く」を削ることにより、世帯主を含めた被保険者等の人数を乗じることになるものでございます。

次に、第3号の改正につきましては、2割軽減の対象となる軽減判定所得基準の算定方法の改正でありまして、現行では1人につき「35万円」に被保険者等の人数を乗じていた部分が、「45万円」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則でございますけれども、第1項は施行期日でございます、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分でございます、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第21号から議案第23号までの3件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第24号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第24号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認を求めるため提案するものでございます。

まず、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が都市再生整備計画費でございます。これは、都市再生整備計画事業による町道112号線の整備事業で、土地買収及び補償費について、平成25年度の対象者14名のうち1名分について、浄化槽の移設などがあったために年度内に完了できないため翌年度に繰り越すものでございます。

この件につきましては、4月25日に契約を締結いたしまして、既に登記などの事務手続が完了しまして支払いも完了してございます。

次に、第3表地方債の補正でございます。

起債の目的が災害援護資金貸付債でございます。限度額を2,450万円から2,270万円減額いたしまして180万円とするものでございます。これは、貸付件数の確定によるものでございます。

次に8ページになります。

歳入でございます。

款2地方譲与税から、次のページになりますが、款7自動車取得税交付金までについては、平成25年度の交付額の決定によるものでございます。

款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税については506万7,000円の減額でございます。前年度交付総額と比較しますと403万5,000円の減額となっております。

次に、項 2 地方揮発油譲与税については168万6,000円の増額でございます。前年度の交付金総額と比較しますと66万円の減額でございます。

次に、款 3 利子割交付金は32万9,000円の増額でございます。前年度の交付金総額と比較して515万円の減額となっております。

次に、款 4 配当割交付金は406万1,000円の増額でございます。前年度の交付金総額と比較して377万円の増額となっております。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は1,066万9,000円の増額でございます。前年度の交付金総額と比較いたしますと1,066万1,000円の増額となっております。

次に、款 6 地方消費税交付金は46万4,000円の減額でございます。前年度の交付金総額と比較いたしますと95万9,000円の減額となりました。

次のページになりますが、款 7 自動車取得税交付金は62万3,000円の増額でございます。前年度交付金総額と比較いたしますと317万5,000円の減額でございます。

次に、款 9 地方交付税は 1 億899万8,000円の増額でございます。これは特別交付税でございます。当初予算に3,000万円計上されておりましたことから差額を計上したものでございます。内訳で通常分の特別交付税は9,662万7,000円、震災復興のための特別交付税は4,237万1,000円となっております。この震災復興特別交付税には、町で行いました町道の復旧事業等の経費が含まれてございます。

地方交付税総額では19億28万4,000円となりました。前年度の交付税総額と比較しますと1,927万9,000円の減額でございます。

次に、款14県支出金、目 1 総務費県補助金で13万9,000円の増額となっております。これは節 1 市町村事務処理特例交付金で、交付金の確定によるものでございます。

次に、款15財産収入、目 2 利子及び配当金で 2 万円の減額でございます。これは利子の確定によるものでございます。

次に、款16寄附金、目 2 総務費寄附金で 2 万9,000円の増額となっております。これは 3 件の寄附がありましたことから計上したものでございます。

次に、款17繰入金の目 1 財政調整基金繰入金で8,762万円の減額でございます。これは震災特別交付税の決定や基金を充てておりました事業費の確定などにより繰り戻すものでございます。

目 3 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金で36万9,000円の減額、目 4 利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金で64万6,000円の減額については、それぞれの基金を充てて実施いたしました事業費が確定しましたことから、各基金に繰り戻すものでございます。

次のページになります。

款 2 町債でございますが、こちらにつきましては先ほど地方債の補正でご説明申し上げましたとおりでございます。

続きまして、11ページの歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、子育て応援手当支給事業の確定によるものでございます。

次に、項3災害救助費、目1災害救助費で2,270万円の減額につきましては、災害援護資金貸付件数の確定によるものでございます。

次に、款7土木費、目2道路維持費の36万9,000円の減額は、町道2335号線初め9路線の設計業務委託事業の事業費の確定によるものでございます。

目3都市再生整備計画費については、地域の元気臨時交付金を充てたために財源内訳の変更をするものでございます。

次のページまでになりますが、款11諸支出金、目1財政調整基金費で105万7,000円を減額するものでございます。これは、地域の元気臨時交付金及び基金利子の積み立ての額が決定したことによるものでございます。

1枚めくっていただきまして、目8がんばる利根町応援基金費では、寄附をいただきました寄附金を積み立てるものでございます。

目11利根町環境施設整備基金費で3,439万1,000円を計上するものでございます。これは、今回の補正予算で余剰金が生じたことから、今後の塵芥処理施設の長寿命化などの環境施設整備の財源に充てるため積み立てをするものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第24号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第25号 利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第27号 利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第25号から日程第11、議案第27号までの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第25号 利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、海老原学校教育課長。

〔学校教育課長海老原貞夫君登壇〕

○学校教育課長（海老原貞夫君） それでは、議案第25号 利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足ご説明いたします。

まず、提案理由になりますが、裏面をお願いします。特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援をより充実させるため、学校教育法施行令が改正されたことに伴い、町においても本条例の設置目的及び名称を改めたいので提案するものです。

参考資料1をごらんください。

まず、利根町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の改正箇所につきまして説明いたします。

表題では、改正前では「利根町障害児就学指導委員会条例」となっておりますが、改正後は「利根町教育支援委員会条例」に改めます。

続きまして、1条につきましては、改正前は「障害のある児童及び生徒に対して適正な就学指導を行うため、利根町障害児就学指導委員会を置く。」となっておりますが、改正後は「特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させるため、利根町教育支援委員会を置く。」ということに改正されます。

2条につきましては、改正前は「障害児の適正な就学指導及び」となっておりますが、改正後は「特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のうち、早期からの一貫した教育相談及び支援又は就学先の決定において特別な配慮を要する者の教育支援並びに」に改めるものです。

改正の内容としましては、可能な限り特別な支援を要する児童生徒が、特別な支援を要しない児童生徒とともに教育を受けられるように配慮するため、児童のときから早期に教育支援及び調査審議をするものです。

続きまして、裏面になりますが、参考資料2です。

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正箇所につきましては、別表第1の改正前では「障害児就学指導委員会」となっておりますが、改正後は「教育支援委員会」に名称を改めます。

議案のほうに戻っていただきまして、附則の期日になりますが、この条例は公布の日から施行するということになります。

あと経過措置ですが、改正前の条例によって委嘱または任命されている委員は、改正後の条例の規定により委嘱または任命された委員とみなすということになります。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第26号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を

改正する条例について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第26号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、議案2枚目の提案理由にもありますとおり、茨城県の医療福祉対策実施要領の改正に伴い、小児の対象年齢が拡大されたことにより、利根町医療福祉費支給に関する条例において引用する字句を改めたいので提案するものでございます。また、その他引用条文等の改正もあわせて行うものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

初めに、第2条第2号の小児の定義に関する規定でございまして、このたびの小児の対象年齢拡大により、現行の「9歳」を「15歳」に改めるものでございます。

次に、第5号のウの規定でございまして、現行の知的障害者福祉法「第9条第5項」とあるものを、同法の「第12条」に改めるものでございます。

この改正は、知的障害者更生相談所の設置に関して引用する条のずれを改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

同条第6号で就学児の定義に関する規定でございまして、改正案のとおり、満6歳から満15歳の対象年齢を規定する本文の次に、「かつ、第5条第1項第2号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者」を追加規定するものでございます。

この改正は、今回の県制度において対象年齢が拡大されたことによりまして、県制度の所得制限により支給を受けられない6歳から15歳までの者を、町が単独事業として所得制限を設けずに医療福祉費を支給することから追加規定するものでございます。

次に、第4条の2の規定でございまして、現行の「乳幼児」を「小児」に県制度の字句に改めるものでございます。

次に、第5条第1項の規定でございまして、現行の「前条」を「第4条」に、引用する条のずれによりまして改めるものでございます。

次のページをお願いします。

同じく第5条第1項第2号の規定でございまして、現行の「9歳」を「15歳」に改めるもので、県制度の小児の対象年齢拡大によるものでございます。

次に、別表第1の1の次に、2として学校教育法の改正によりまして「学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程」に関する規定を追加するものでございます。

次に、改正案の別表の3以降につきましては、2の追記によりまして、次のページになります6まで番号の繰り下げを行うものでございます。

附則としまして、第1項の施行期日で、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

第2項の経過規定で、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第27号 利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第27号 利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明を申し上げます。

提案理由にもありますとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、退職金の支給額を改めたいので提案するものであります。

それでは、新旧対照表などご説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思っております。

現行の別表第2条関係中、階級及び勤務年数の全ての退職報償金を増額改正するものであります。

初めに、現行団員の勤務年数が5年以上10年未満の退職報償金を5万6,000円増額するものであります。また、そのほかの団員等の勤務年数における退職報償金につきましては、一律5万円を増額改正するものであります。

附則としまして、第1項は施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日にさかのぼって適用するものであります。

第2項は経過措置でありまして、改正後の別表は平成26年4月1日以後に退職した団員に適用し、それ以前に退職した団員につきましては改正前の金額を支給するものであります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第25号から議案第27号までの3件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第28号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第28号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款13国庫支出金、目2民生費国庫補助金で750万円を増額するものでございます。これは、消費税率引き上げに伴う緩和措置といたしまして、児童手当受給対象児童に臨時特例給付金を交付するための補助金でございます。町民税課税世帯の対象者数を再確認いたしましたところ、当初予算より大幅に増加することが判明したため、その経費を全額見込んだものでございます。

続きまして、目6農林水産業費国庫補助金で654万8,000円を計上いたしました。これは経営体育成支援事業としまして、本年2月の大雪により倒壊しました農業用ハウスの撤去及び再建を支援し、農業経営の安定を図るために国から交付されるもので、2分の1が助成されるものでございます。

次に、款14県支出金、目4農林水産業費県補助金で350万5,000円を増額するものでございます。内訳といたしまして、節1農業委員会補助金については88万7,000円で、これは機構集積支援事業費補助金で、耕作放棄地の農地利用を進めていくために、農地所有者に対して利用意向を調査して、今後の利用意向を把握する事業を行うことになり、その調査と取りまとめを行うための費用が全額補助されるものでございます。

また、節2農業振興費補助金は261万8,000円で、国庫支出金の経営体育成支援事業と同様の補助でございまして、県負担分として10分の2が助成されるものでございます。

次に、款15財産収入で目2利子及び配当金は、利根町土地開発基金を廃止しましたことにより、基金を管理しておりました銀行口座の閉鎖までの利子を計上したものでございます。

次に、款16寄附金、目2総務費寄附金は、がんばる利根町応援寄附金が1件ありましたことから計上したものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金については1,586万2,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

次に、次のページになりますが、款19諸収入、目3雑入でございまして、こちらは雇用保険料の個人負担分の立てかえ分を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。8ページでございます。

歳出でございまして、款2総務費、目1一般管理費で23万4,000円を増額するものでございます。これは、本年6月をもって退職する職員1名分の退職手当負担金を計上したもので

でございます。

また、これに伴い、給料、職員手当等及び共済費をあわせて減額したものでございます。

次に、款3民生費、目5医療総務費でございます。こちらは過年度分の老人保健交付金の返還が生じたために計上したものでございます。

次のページになります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で750万円を増額するものでございます。先ほど国庫支出金でご説明しましたとおり、消費税率引き上げに伴う緩和措置として児童手当受給対象児童に臨時特例給付金を支給するため、町民税課税世帯の対象児童を再確認しましたところ、当初予算より大幅に増加することが判明したために、その経費を見込んだものでございます。

次に、款5農林水産業費、目1農業委員会費で89万3,000円を増額するものでございます。これは機構集積支援事業で、耕作放棄地の農地利用を進めていくために、農地所有者に対して利用意向を調査して、今後の利用意向を把握する事業を行うこととなりまして、その調査と取りまとめを行うための費用を見込んだものでございます。

次に、目3農業振興費は1,309万8,000円の増額で、本年2月の大雪により倒壊しました農業用ハウスの撤去及び再建を支援し、農業経営の安定を図るための事業費推計といたしまして10分の9の経費を見込んだものでございます。なお、町負担分につきましても10分の2を負担いたしますので、10分の9となっております。町負担分につきましては70%から80%が特別交付税で措置をされると聞いてございます。

次に、目5農地費は350万円の増額でございます。これは利根西部地区基盤整備事業の調査事業の採択を受けましたことから、土地改良事業調査に係る経費の2分の1の負担を町がすることになったため、平成26年度分負担金として計上したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

続きまして、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。156万5,000円の増額でございます。節13委託料でございますが、その中の小中学校のメールシステムの保守業務委託につきましては53万2,000円を見込んでございます。

また、学校訴訟事務費といたしまして103万3,000円を見込んでございます。これは、本年3月24日及び4月22日付で通知人の代理人であります弁護士から、利根中学校（利根町）に対する損害賠償請求等の通知がございました。まだ訴訟には至っておりませんが、本町が損害賠償等について明確な回答をしない場合は、即刻法的措置をとるとの内容になってございます。このようなことから、訴訟費用として弁護士の委託料を計上したものでございます。

次に、目4教育研究指導費でございます。41万9,000円を増額するものでございます。これは特別支援教育支援員のうち、文小学校に在学中で常時たん吸引が必要な児童の支援のため勤務をいたします看護師の勤務時間等が、当初の見込みより長いために社会保険料の

負担が必要になったことから、その経費を見込んだものでございます。

次に、項2小学校費で583万2,000円の増額をするものでございます。これは町長から冒頭にご発言がございましたが、来年度に小学校に入学予定の児童の健やかな成長と保護者の皆様方の経済的負担の軽減を図るもの、そして、定住促進の一政策としてランドセルの贈呈をするものでございます。このランドセルの贈呈は、町制60周年の事業の一環として行うものでございます。

保護者の皆様方への周知期間や一般的に時期を定めて受注をされていることから、早期に契約をしたいため、本議会定例会に提案させていただいたものでございます。

項3中学校費では35万4,000円の増額になってございます。これは、平成26年度から新たに利根中学校にバドミントン部が創部され、1年生19名が入部して活動しているものでございます。その部活動に必要な備品などの経費を見込んだものでございます。

次のページになりますが、款11諸支出金、目3利根町義務教育施設整備基金費で2万1,000円を計上したものでございます。これは、利根町土地開発基金の廃止による利子を利根町義務教育施設整備基金に積み立てをするものでございます。

目8がんばる利根町応援基金費については、いただきました寄附金をがんばる利根町応援基金に積み立てをするものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第28号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第29号 利根町監査委員の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第29号 利根町監査委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めため提案するものであります。

利根町監査委員に下記の者を選任したいので、同意を求めます。

記

1 住 所 利根町大字大平424番地

2 氏 名 五十嵐 弘氏

3 生年月日 昭和15年8月1日

略歴につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第29号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、6月9日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第14、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす6月3日は議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月3日は議案調査のため休会とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は6月4日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時45分散会